



お知らせ

4月から始まります

市税の納付方法が追加されます

全国の自治体を対象に、市税の納付書に印刷された「**地方税統一QRコード**」を利用した納付が始まります。ぜひご利用ください。

対象の税目

- ・市・県民税（普通徴収）
- ・固定資産税、都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

④スマートフォン決済アプリで納付

各種スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印刷されたQRコードを読み取ることによって納付手続きができます。

※利用できるスマートフォン決済アプリは、市ウェブサイトを通過し、4月に以降に随時お知らせします。

③金融機関窓口で納付

市の指定金融機関等だけでなく、地方税統一QRコードに対応した全国の金融機関の窓口で、市税の納付ができます。

②「地方税お支払サイト」で納付

地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードを読み取るこ

とにより、クレジットカード払い、インターネットバンキング、事前に登録した預貯金口座等から納付方法を選択し納付できます。

※クレジットカード納付は、納付金額に応じてシステム利用料が別途必要です。

★「地方税お支払サイト」

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して地方税のキャッシュレス納付ができるウェブサイト。

納付書にバーコードが印刷されている場合は、従来通りコンビニエンスストアやMMK（マルチメディアキオスク）設置店でも納付ができます。

※バーコードではスマートフォン決済アプリや、クレジットカードの納付が利用できなくなります。



▲納付書見本

問合せ

収納課

☎(55)2729 ☎(55)0063

✉za-syunoun@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



お知らせ

20歳以上の学生の皆さんへ

学生納付特例制度のご利用を！

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難なときは、「**学生納付特例**」を申請してください。承認を受けると、承認された期間の保険料は納付が猶予されます。

年度ごとに申請書の提出を

学生納付特例は、申請日から2年1か月前までの在学期間について、遡って申請できます。ただし、年度ごとに申請書の提出が必要です。

令和5年度分の申請受付は4月から始まります（20歳未満の人は20歳の誕生日の前日から受付）。

令和4年度に学生納付特例の承認を受けていて、日本年金機構から令和5年度分のはがき形式の申請書が届いた人は、必要事項を記入し返送すれば、窓口で手続をする必要はありません。

10年以内なら後で納めることが可能

学生納付特例の承認を受けた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されませんが、10年以内であれば、その期間の保険料を納めること（追納）で受給額を増やすことができます。

ただし、経過期間に応じた加算額が上乘せされる場合があります。

対象／大学（大学院）、短大、高等専門学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が一定以下の人

持ち物／基礎年金番号が分かるもの、学生証（両面のコピー）または在学証明書（原本）

※退職して学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などをお持ちください。

※代理人が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書をお持ちください。

提出先／富士年金事務所、または国民年金課国民年金担当

！ご注意ください

・審査結果は、申請してから約2か月後に日本年金機構から通知されます。通知が届くまで、申請期間に該当する納付書は使わずに保管してください。

・学生納付特例の申請が遅れると、万一の際に障害基礎年金等を受けられない場合があります。

問合せ

富士年金事務所（横割3・5・33）

国保年金課（市役所3階）

☎(55)2755 ☎(51)2521

☎(61)1900



▲日本年金機構